

極 秘

6

請求権の処理に関する日本側提案
(大平書簡)

(37年12月26日)

1. 無償経済協力

総額3億ドルとし、毎年3,000万ドルずつ10年間にわたり生産物および役務により無償供与する。ただし、財政事情によっては、双方合意の上繰上げ実施することができる。

2. 対韓債権(4,573万ドル)の償還

(1) 韓国は右金額を3年間に均等償還する。

(2) ただし、韓国側が、その外貨事情や内資事情等のため希望する場合には、毎年度韓国側の要請により、当該年度における日本よりの無償供与額を債務償還該当額だけ減額し、これにより韓国側が同債務を支払ったと見做すことにする。

(3) 右(1)ないし(2)の措置の結果、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の5ヵ年計画遂行に支障を来すような場合には、日本側よりの有償経済協力(後記、3)の繰上げ実行を考慮する。

3. 有償経済協力(政府の干渉する部分)

有償経済協力として海外経済協力基金より総額2億ドルの長期低利借款を10年間にわたり供与する。本件借款の条件は、年利3.5%、償還期間20年以内とする。

4. コマーシャル・ベースによる通常の借款(政府の直接干渉しない部分)

プロジェクトの種類、金額、金融機関(輸出入銀行
及びその他の民間金融機関)、条件等はすべて民間
の通常の商談に委ね、従ってまた、とくに借款総額の
上限も定めることはしないが、日本政府はこの種借款
に関しては日韓国交正常化前でも実施が可能をよ
措置する。

補足説明

1. ㉞項(対韓債権の償還)の趣旨は、建前としては、韓国側に対し供与すべきものは十分供与する代りに、韓国側から返してもらうべきものは正規に返してもらうという方針を貫きながら、実際とは(2)項が発動し、韓国側の要請により(日本側の新たな同意を必要とせず)に、日本よりの無償供与額の減額をもって韓国側の債務支払いと見做す(従って、韓国側がドル現金を支払う必要はない)こととしており、しかも、(3)項において、当該年度の無償供与額の減額分を補う措置もあわせて提議しているのであるから、これを全体としてみれば、実質的には、韓国側が大平・金会談の内容として了解されている債権棒引きと同様の結果となる。
2. ㉟項(有償経済協力)において「償還期間20年以内とする」と述べたのは、海外経済協力基金業務方法書にこれと同様の規定があるのを引用したものであるが、日本政府としては、具体的な償還期限としては、大平・金会談の趣旨に従い、20年程度を念頭においている。
3. ㊱項において据置期間にふれなかったのは、細目については、今後の話し合いにより逐次決定して行くのが適当と考えたからであるが、日本政府としては、大平・金会談の趣旨に従い、一応17年程度を念頭においている。

(なお参考までに付記すれば、これまでに海外経済協力基金より融資した具体例においては、スエズ運河浚渫工事資金の場合は、利率6.5%、6.5月据置、爾後2年半に分割返済、ボリビア銅山探鉱調査費の場合は、利率6.5%、1年据置、爾後4年間に分割返済となっている。)

4. 第4項(コマーシャル・ベースによる通常の借款)において総額を明示できなかった理由は、この種信用供与の性質上、予め総額を政府間で決めることは非条理であるからである。しかるながら、もし韓国側が国内対策上何らかの具体的金額に言及される必要があるならば、例えば「1億ドル以上」というような表現を用いられも差支えない。

5. 第4項において「金融機関(輸銀およびその他の民間金融機関)」と述べた趣旨は、コマーシャル・ベースによる通常の信用供与は個々のプロジェクトごとに輸銀と市中銀行の協調融資によって行なうというのが、わが国における現在のやり方なので、その事実を記したまでである。